

(公社)東基連 上野労働基準
協会支部
住 所 〒110-0015
東京都台東区東上野 5-17-8
中銀第二マンション1F 店舗5
電 話 03-5830-6961
支部長 村 松 與 章
責任者 加 藤 修 一
印 刷 (株) サ ン ラ イ ズ

上野労基会報

2022年

1月

No.236



静岡県清水区(薩埵峠)

(写真：読者提供)



新春のお慶びを申し上げます



目 次

◇ 新年のご挨拶／村松上野労働基準協会支部長、川口相談役、北田副支部長、奥村副支部長	2
◇ 新年のご挨拶／柴田上野労働基準監督署長、長谷副支部長、清水副支部長	3
◇ 新年のご挨拶／鈴木総務部会長、北村労働基準部会長、石井安全部会長、高橋衛生部会長、尾世広報部会長	4
◇ 令和3年度 年末・年始Safe Work推進強調期間	5
◇ 健康診断の実施と報告について	6～7
◇ 労働保険料3期分の納付について	7
◇ 外国人在留支援センター安全衛生班の無料支援について	7
◇ 上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況	8
◇ 労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！	9
◇ 令和4年元旦 謹賀新年(各社ご挨拶)	10～11
◇ 新入会員のご紹介／事務局からの行事報告／支部行事等のお知らせ	12
◇ 【付録】2022年(令和4年) 安全衛生行事予定表	本誌に差し込み



新年のご挨拶

上野労働基準協会支部長

村松 興章 (公益財団法人 メトロ文化財団)



新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのことと存じます。

昨年も前年に引き続き新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年で経済が大きく低迷し、中でも緊急事態宣言下で生活関連サービス業・娯楽業、宿泊・飲食サービス業が特に深刻な影響を受けました。冬季に入り新たな変異株の出現で、一時落ち着いていた状況から再び緊張が走っています。

コロナ禍の環境変化で時差就業やテレワークなど仕事への向き合い方が変わる一方、テレワークができない業種や業務においてはどのように社員を守るのか、あるいは職場でのコミュニケーションスタイルの変化にどのように対応するのかなどこれまで想定しなかった問題の解を求められ、会員の皆様もご苦労されたことと存じます。

さてコロナ禍2年目の昨年は東基連本部、傘下の各支部でも活動に工夫を凝らし参加人数を絞り感染対策を十分配慮した講習会やWeb講習会を実施いたしました。上野支部におきましても同様な取り組みの他、本来毎年4月に行っている新入社員対象の雇入れ時安全衛生教育講習会を昨年秋に実験的にWebで行い、今後の講習会の一つの方法として手応えを感じました。

今後withコロナの環境のもとでも会員の皆様のニーズに応えられるよう支部の運営を工夫しながら情報提供や講習会を実施していきたいと考えています。

会員の皆様にとって本年がコロナに打ち勝ち飛躍の年となるようお祈り申し上げます。

副支部長からのご挨拶

上野労働基準協会支部相談役

川口 義彦 (中小企業福祉事業団)



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと存じます。

旧年は、引き続き新型コロナウイルス感染症に振り回された一年となりましたが、そのようななか6月に、上野動物園で双子のパンダが誕生したという明るい話題が報じられました。オスの名前「シャオシャオ(暁暁)」は、夜明けの光が差し明るくなるという意味、メスの名前「レイレイ(蕾蕾)」は、蕾から美しい花が咲き未来へとつながるとの意味があり、「明るい未来」への願いが込められています。

その双子パンダ誕生の経済効果は、一説によると約308億589万円とのこと。1月に公開予定とされており、これを機に上野地区の経済が好調に盛り返すことを切に願います。そして、その経済活動を支える企業で就労する方々が、「明るい未来」を見通し、健やかに働いていけるように、私も微力ながら見守り支えていきたいと思っています。

最後に、会員の皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

北田 友哉 (株式会社大丸松坂屋百貨店上野店)



新年あけましておめでとうございます。会員の皆さまにおかれましては健やかに新年をお迎えのことと存じます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に沈静化の兆しが見え始めた折、新たな変異株の拡大懸念が広がるなど、依然として会員企業の皆さまにおかれましては、安全で安心な労働環境整備と持続的な事業活動の両立にむけ難しい舵取りが続いているものと存じます。

この間、我々を取り巻く雇用・労働環境は一変しましたが、世界的な潮流であるSDGsの観点からも、企業における社会課題の解決を目指すうえでも、ダイバーシティ&インクルージョンやワークライフバランスといった雇用・労働環境に関する取り組みの重要度も増しております。

このように、次なる1年も経済活動の本格的な回復を見据えるなか、様々な雇用・労働における課題に真摯に向きあい改善活動を持續していくことが重要であります。引き続き会員企業の皆さまのお力添えを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆さまのご健勝とご発展を心より祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

奥村 英雄 (凸版印刷株式会社)



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては健やかに新春を迎えられたことと、お慶び申し上げます。

昨年は、スポーツ界においては東京オリンピック・パラリンピックでの日本人選手の活躍、二刀流大谷選手のメジャーでのMVP受賞など、明るい話題が多い一年でした。

一方で、国内経済に目を向けると、内閣府の月例報告によれば、新型コロナウイルスの影響により、景気は依然として厳しい状況にあるものの、ワクチン効果などによる感染者の減少が心理的な安心感を醸成し、いくぶん持ち直しつつありましたが、直近では海外情勢の影響を受け、そのテンポが弱まっている様です。

上野労働基準監督署長

柴田 優



新年あけましておめでとうございます。

上野労働基準協会支部会員の皆様には、旧年中当署の業務推進に格別のご理解とご協力を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

今や2年越しのコロナ禍による影響にも、やっと出口の光明が見え始めた昨今ですが、これまでに私たちが被った社会的経済的、そして何より人的な被害の大きさには今更ながら驚くばかりです。

しかしこの先、私たちに各々がその持ち場における働きを通じて、この疲弊した社会を回復させていかなければならない重責が課せられています。

そのためにも、日々の労働やその現場をより良きものとしていくことの重要性を改めて認識しているところです。

幸いにも、今年度当署管内状況はここまで比較的安定した状態が継続しており、これも皆様の日ごろからのご協力の賜物と重ねて感謝申し上げます。

本年令和4年においては、4月より改正労働施策総合推進法に基づき、中小企業においても職場におけるパワーハラスメントの防止措置が義務化されることとなっています。

これまでの一連の働き方改革諸施策と併せて、皆様の課題もますます大きくなるではありますが、引き続き適正な労働環境の下での迅速確実な社会の正常化を念頭に、私どもは貴協会をはじめ関係各機関及び団体と連携して諸問題に対応してまいります。

ぜひとも倍旧のご支援をお願い申し上げます。

この先もまだまだ油断のならない日常が続くものと思われませんが、日々を一つ一つ丁寧に、注意深くお過ごしください。

末文となりましたが、貴協会支部の今後の益々の発展と会員皆様のご健勝を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

グローバル面では、米中貿易摩擦や原油価格の高騰に伴う原料価格の急騰、中国の不動産市場を巡る動揺や米国の金融政策の動向の影響など不安定さが増しつつあり、新たに出現したオミクロン株への対応等、難しいかじ取りを迫られる1年となりそうです。

その様な2022年の干支は壬寅（みずのえ・とら）であり、「陽気を孕み、春の胎動を助く」、冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力に溢れ、華々しく生まれることを表しています。

この国難ともいえる冬の状況を乗り切り、新緑の芽吹く春に向け、会員企業の皆様にご協力を賜りながら活動を進めさせて頂きたいと思ひます。

最後に、皆様のご健勝とご発展を心より祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

長谷 健太郎 (東京地下鉄株式会社)



新年明けましておめでとうございます。上野労働基準協会支部会員の皆様には、日頃より当支部の運営にあたり、多大なるご支援、ご協力を賜り心から御礼申し上げます。

2020年1月に国内初の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、2年の歳月が経とうとしております。その間、東京では4度の緊急事態宣言が発令されるなど、私たちを取り巻く環境は一変しました。現在はワクチン接種が進んだことなどもあり、感染者数は比較的抑えられていますが、引き続き予断を許さない状況が続いております。こうした環境下において、会員各社様におかれましては、ポストコロナを見据えた「ニューノーマル」な日常への対応が必要不可欠となるなど、多くの経営課題に直面していることと思ひます。当支部といたしましては、引き続き、会員の皆様との連携を図り、社会環境の変化に即した、必要とされる各種取組みを推進して行きたいと考えておりますので、今後ともお力添えを賜りますよう宜しくお願い致します。

最後になりますが、この未曾有の状況が一日でも早く終息へ向かいますことと、会員の皆様のご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

清水 由香 (滝川株式会社)



新年あけましておめでとうございます。

上野労働基準協会支部会員の皆様には、日頃より当支部の運営にあたり格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長く続いたコロナ禍での生活も感染者数の減少に伴い、徐々に落ち着いた日常を取り戻しつつあると感じます。

昨年は新たな政権も誕生し、いよいよ経済活動も活発になると期待されます。一部変異株など懸念事項もございますが、会員各社様におかれましては、今年こそビジネスチャンスと捉え、様々な経営課題や雇用問題に取り組んでいかれることと思ひます。また、これからは地球環境問題にも配慮した働き方が求められます。今後も企業として多くの課題があると思ひますが、当支部といたしましては会員の皆様にご協力を賜りながら、今後も活動を推進してまいりたいと存じます。

最後に、会員の皆様のご健勝とご発展を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

部長からのご挨拶



上野労働基準協会支部総務部会長

鈴木 寛和 (株式会社東天紅)

上野支部会員の皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
新型コロナウイルスの感染状況は、オミクロン株の脅威が年末年始に差し掛かり、予断を許さない状況が続いておりますが、私達一人ひとりが感染防止対策を継続し、afterコロナ社会に対応していくことが大切であると思います。人事労務関連でも、コロナ前からの課題、あるいはコロナ対応として必要な新たな課題について、どの企業様も優先順位をつけて取り組む中で、この1年も総務部会として、会員の皆様や上野労働基準監督署のご指導をいただきながら支部長を中心に、法改正へのスムーズな対応や労働環境の改善に取り組む一助となれるよう取り組んでいきたいと考えております。本年が前向きで明るく楽しい1年となることを心よりお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部労働基準部会長

北村 修一 (八千代自動車株式会社)

新春のお慶びを申し上げます。本年も微力ながら、労働基準協会支部及び労働基準部会の運営に尽力致す所存でございますので宜しく申し上げます。ご承知の通り働き方改革関連法が順次施行され、本年4月から『パワーハラスメント防止措置の義務化』が大企業と同じように中小企業にも適用されます。そして来年4月からは中小企業においても『月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率が50%へ引き上げ』となります。そのため労働基準部会の情報発信の役割が益々重要な年となります。本年の労務管理セミナーも感染対策に配慮しながら、上野労働基準監督署のご指導のもと、皆様のご協力を賜り活動を進めさせていただければ幸いです。新型コロナウイルスの影響が一日も早く落ち着くことを願い、皆様のご健勝とご発展を祈念致しまして新年のご挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部安全部会長

石井 貴士 (日本電設工業株式会社)

新年明けましておめでとうございます。
前任の柄澤に代わり、安全部会長を仰せつかりました石井と申します。
大変不慣れの中、皆様方のご協力を賜り、新しい年を迎えることができましたことに改めて御礼申し上げます。
安全部会では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、活動の一部が中止となりましたが、今年は新型コロナウイルスの状況を鑑みながら、皆様とより良い職場作りと相互の親睦となるための活動を微力ながら推進していきたいと考えております。
また、上野労働基準監督署様をはじめ、関係者皆様のご指導、ご協力を賜りながら、多岐にわたる諸問題に対し、解決に向けて一歩ずつ着実に前進し、法律やそれに基づく各職場での安全ルールを守ることで、すべてにおいて優先されるべき「安全」の推進活動に微力非才の身ではございますが、全力で取り組む所存でございますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。
皆様方のこの一年のご健勝とご多幸をお祈りし、新年の挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部衛生部会長

高橋 茂一 (株式会社メトロセルビス)

新年あけましておめでとうございます。上野労働基準協会支部会員の皆様におかれましてはすこやかな新年をお迎えのことと存じます。昨年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中においても当支部の運営にご協力を賜り心より感謝申し上げます。さて昨年の当支部衛生部会の活動においては、終息の見えないコロナ禍の影響を受け「安全衛生管理セミナー(署、建災防台東分会と共催)」安全部会合同の「安全衛生優良企業場研修会」の中止や「各種講習会」等の縮小で、安全衛生活動を基にした情報発信機会が制限されるなど、会員企業様にはご迷惑をお掛けし、不本意な活動となってしまいました。
今年も新型コロナウイルス感染症の終息が不透明ですが、安全衛生活動は継続的に行う必要があります。これを踏まえて、本年の衛生部会においては新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み各種衛生活動を継続的に展開することで、各会員企業様への一助となれるように、幅広く情報を発信してまいります。結びに会員企業様のご多幸とご健勝をご祈念申し上げるとともに、本年も上野労働基準協会支部及び衛生部会に対し、ご支援ご協力をお願いいたします。



上野労働基準協会支部広報部会長

尾世 敏彦 (有限会社丸世)

新年明けましておめでとうございます。旧年来、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発動等々、かつて経験した事のない不便な生活を強いられ、多少減少傾向とはいえ、最近、新たに高い感染力を持って、世界的な広がりを見せる新型コロナウイルスの新たな変異型「オミクロン株」による第6波の到来が懸念されておりますが、会員の皆様方には元気で新年を迎えられた事とお喜び申し上げます。
広報部会といたしましては、上野労働基準監督署のご指導のもと、より良い上野労基会報の紙面づくりの実現に向け取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。
最近ではコロナ対策に追われ、防災意識も薄れがちですが、南海トラフに起因する大地震や首都、東京の直下型地震等の発生確率は確実に高まっており、最近では富士山が再噴火する確率も高まっております。
コロナ対策も必要ですが、安全衛生と共に更なる防災意識の高揚に励んでいただき、コロナ等不安の無い活気ある社会の到来を信じながら、皆様方のこの一年のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



令和3 年度

年末・年始

セーフワーク
Safe Work
推進強調期間



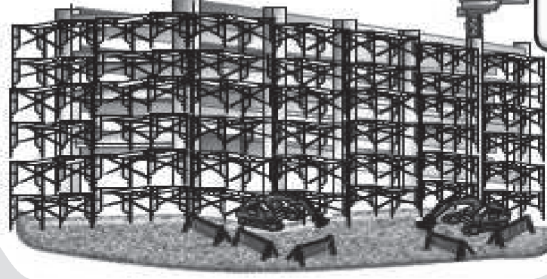
～建設業における死亡・重篤災害が増加中～
建設現場に対して集中パトロールを実施します！

期間 令和3年12月1日(水)～令和4年1月31日(月)

死亡災害では、依然として建設業が最多(本年10月末現在15人,前年同期比で4人増)であることから、集中的な建設現場の指導を実施します。



墜落制止用器具(安全帯)の使用にあたり、改正構造規格に適合しているか、ご確認ください。



足場の点検も忘れずに！



安全衛生管理活動の活性化と墜落・転落防止対策の徹底をお願いします！

～皆様へのお願い～

- ①年末年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
繁忙期には、安全衛生に配慮した計画的な事業運営を行うことが特に重要です。
 - ②労働災害防止の気運の醸成に向けた取組
Safe Work ロゴマークの掲示、管理職や従業員への感染症防止に配慮した研修の実施、労働安全衛生に関する行事の開催、安全標語の募集を行うなど。
 - ③各関係団体幹部、各事業場の経営トップによるパトロールの実施
 - ④感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催
 - ⑤積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
 - ⑥大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
 - ⑦過去に発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
 - ⑧不安全行動防止のための「一人KY(危険予知)」等の実施
 - ⑨その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組
- 上記以外にも安全衛生の取組はたくさんあります。



東京労働局・労働基準監督署

(2021.11)

健康診断の実施と報告について

事業者は、労働者に対し、労働安全衛生法で定められた健康診断を実施していただく必要があります。また、健康診断実施結果の記録の保存と一定の健康診断については所轄の労働基準監督署長に報告する必要があります。

1 一般健康診断

- ・一般健康診断に際しては、その結果に基づき健康診断個人票を作成し、5年間保存する必要があります。
- (1) 雇入れ時の健康診断（労働安全衛生規則第43条）
 - ・常時使用する労働者を雇い入れるときに実施するもので、所轄労働基準監督署長への報告の必要はありません。
- (2) 定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）
 - ・常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に実施するものです。
 - ・常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (3) 特定業務従事者に対する健康診断（労働安全衛生規則第45条）
 - ・労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
 - ・常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (4) 海外派遣労働者への健康診断（労働安全衛生規則第45条の2）
 - ・6月以上海外に派遣する労働者に対し、派遣前及び帰国後に実施するもので、所轄労働基準監督署長への報告の必要はありません。

2 特殊健康診断

- (1) 有機溶剤健康診断（有機溶剤中毒予防規則第29条）
 - ・屋内作業場等における有機溶剤取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
 - ・健康診断個人票については、5年間保存する必要があります。
 - ・「有機溶剤健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (2) 鉛健康診断（鉛中毒予防規則第53条）
 - ・鉛取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
 - ・健康診断個人票については、5年間保存する必要があります。
 - ・「鉛健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (3) 四アルキル鉛健康診断（四アルキル鉛中毒予防規則第22条）
 - ・四アルキル鉛取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後3月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
 - ・健康診断個人票については、5年間保存する必要があります。
 - ・「四アルキル鉛健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (4) 特定化学物質健康診断（特定化学物質障害予防規則第39条）
 - ・特定化学物質取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
 - ・健康診断個人票については、5年間（特別管理物質については30年間）保存する必要があります。
 - ・「特定化学物質健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(5) 電離放射線健康診断 (電離放射線障害防止規則第56条)

- ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域内に立ち入る者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
- ・健康診断個人票については、30年間保存する必要があります。
- ・「電離放射線健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(6) 石綿健康診断 (石綿障害予防規則第40条)

- ・石綿等の製造若しくは取扱いに常時従事する労働者並びに従事したことのある労働者及び石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者及び従事したことのある労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
- ・健康診断個人票については、40年間保存する必要があります。
- ・「石綿健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

(7) じん肺健康診断 (じん肺法第8条)

- ・常時粉じん作業に従事している労働者並びに常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に従事している労働者のうち、じん肺管理区分が2及び3の労働者に対し、実施するものです。
- ・じん肺管理区分に応じた健康診断の頻度は下表のとおりです。
- ・健康診断個人票については、エックス線フィルムとともに7年間保存する必要があります。
- ・健康診断実施の有無にかかわらず、毎年12月末現在の「じん肺健康管理実施状況報告」を翌年2月末までに所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

粉じん作業従事との関連	管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2・3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事させたことがあり、現在は粉じん作業以外の作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

(8) 指導勧奨による特殊健康診断

- ・上記の健康診断の外、VDT作業、振動業務等、通達に基づく健康診断がありますが、実施に努め、実施した場合は「指導勧奨による特殊健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署長に提出してください。

※各種健康診断結果報告書用紙は、厚生労働省のホームページからダウンロードするか、最寄りの労働基準監督署で入手できます。

労働保険料3期分の納付についてお願い

労働保険料(労災保険・雇用保険)の第3期分の納付期限は1月31日となっております。お近くの銀行・郵便局等金融機関で納付いただきますようお願いいたします。納付書は納付期限の10日位前に厚生労働省から直接郵送されます。

なお、納付いただく方々の利便性を高めるため、口座振替により納付いただけるようになりましたので、申込をご希望される方は東京労働局徴収課までお問い合わせください。

東京労働局 労働保険徴収部 徴収課 TEL: 03-3512-1627

外国人在留支援センター安全衛生班の無料支援について

外国人在留支援センター安全衛生班が、外国人労働者の安全衛生管理について、事業主さまを無料でご支援します。電話相談、窓口相談だけでなく、メールでの相談や事業場を訪問しての支援も無料で行っています。是非、ご利用ください。リモート(Zoom、Team オンライン)面談も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください。▶ <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



外国人在留支援センター
Foreign Residents Support Center
FRES C
安全衛生班

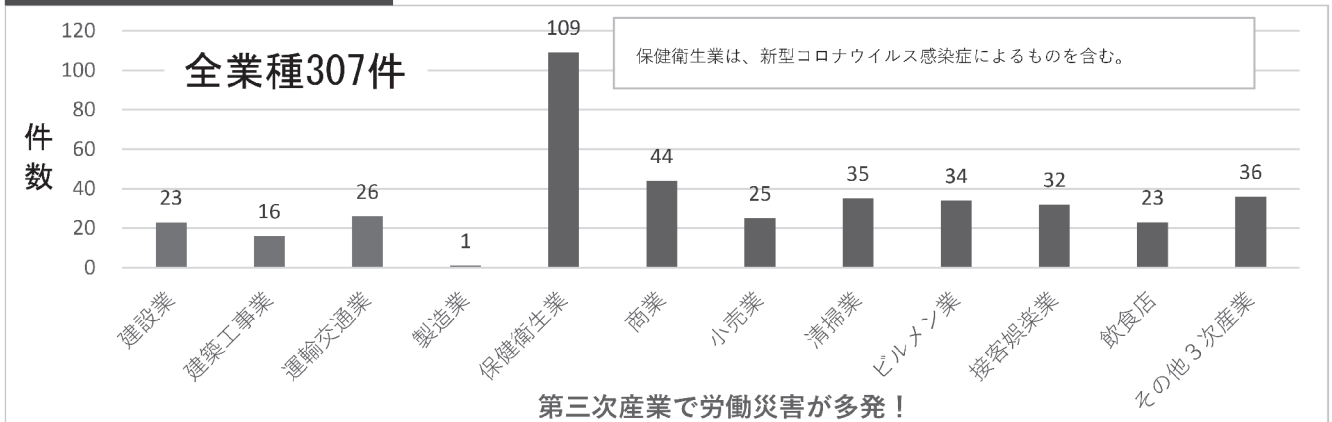
〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
四谷タワー 13階
東京労働局外国人特別相談・支援室内

TEL フリーダイヤル ☎ 0120-816703
ナビダイヤル ☎ 0570-011000

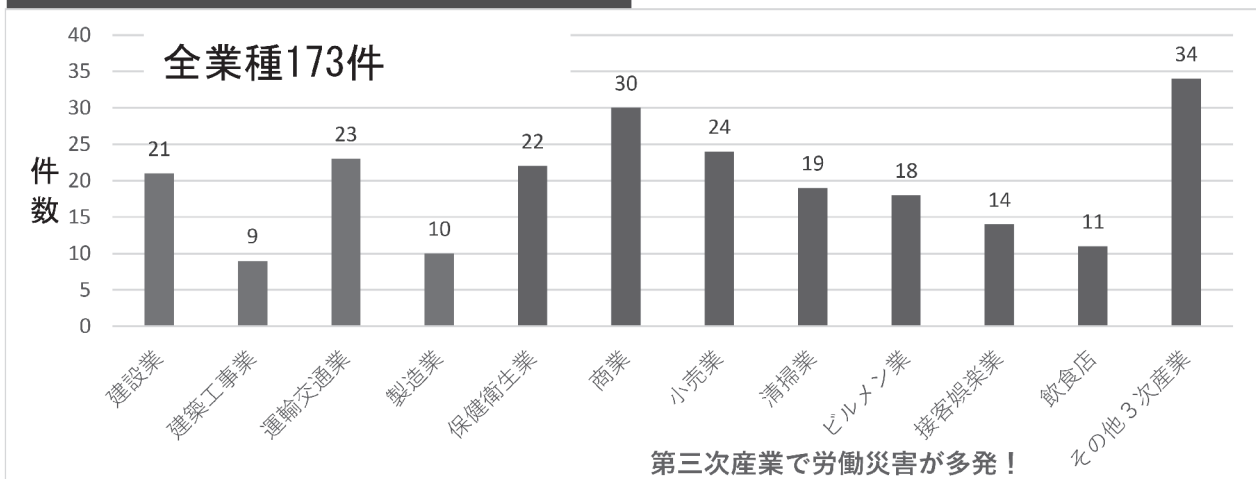
厚生労働省委託 外国人労働者安全管理支援事業

上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況

令和2年（確定値）



令和3年1月～10月（速報値）



緊急！STOP！死亡災害 リスクを低減し 重大災害ゼロへ

全業種共通

- ・企業トップの安全衛生方針の表明
- ・リスクアセスメントの実施による安全な作業方法の確立
- ・安全衛生教育の実施

交通労働災害対策

- ・適正な労働時間管理、走行管理、健康管理の実施
- ・交通危険予知訓練等の教育の実施
- ・交通安全情報マップによる危険箇所の共有

墜落・転落災害対策

- ・高所作業自体を除去・低減するための計画的取り組み
- ・墜落防止設備の使用、墜落制止用具の使用
- ・脚立・はしご等、用具の適正使用

挟まれ・巻き込まれ対策

- ・機械可動範囲への囲い・覆いの設置
- ・安全装置の有効保持
- ・点検、修理時等における機械の停止

＼中小企業の事業主の皆さま／

労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。

中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること
- 職場におけるパワーハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための取り組みを行うこと（コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等）
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても同様の方針を併せて示すこと
 - ・他の事業主が雇用する労働者 ・就職活動中の学生等の求職者
 - ・労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）
- カスタマーハラスメントに関し以下の取り組みを行うこと
 - ・相談体制の整備
 - ・被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
 - ・被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等）

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

都道府県労働局雇用環境・均等部（室） <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料

厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

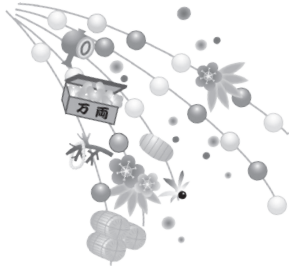
- ポータルサイト「あかるい職場応援団」

職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

職場におけるハラスメント防止のために 検索

あかるい職場応援団 HP 検索

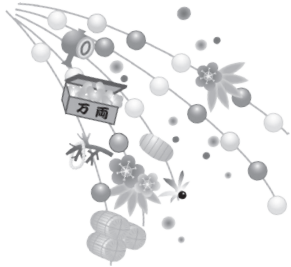




令和4年元旦 謹賀新年



 中小企業福祉事業団 〒111-0036 台東区松が谷1-3-5 JPR 上野イーストビル2階 理事長 川口 義彦	凸版印刷株式会社 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1番地 代表取締役社長 磨 秀晴
 Matsuzakaya 松坂屋・上野 〒110-8503 東京都台東区上野3-29-5 TEL:03-3832-1111 www.matsuzakaya.co.jp/ueno/ 上野店長 朝比奈 光子	株式会社 精養軒 取締役社長 酒井 裕 https://www.seiyoken.co.jp
 株式会社メトロライフサポート 〒110-0015 東京都台東区東上野五丁目6番6号 TEL 03-5806-9655 FAX 03-5806-9656 代表取締役社長 高取 芳伸	 東京地下鉄株式会社 代表取締役社長 山村 明義 http://www.tokyometro.jp/
日本電設工業株式会社 代表取締役社長 土屋 忠巳	株式会社 アブアブ赤札堂 取締役社長 小泉 和久 台東区上野4丁目8番4号
 株式会社バンダイ 東京都台東区駒形1-4-8 〒111-8081 電話(03)3847-5111 代表取締役社長 竹中 一博	 東天紅 〒110-8707 東京都台東区池之端1-4-1 総合ご案内 03-3828-5111 代表取締役社長 小泉 和久
 株式会社 JR東日本環境アクセス 代表取締役社長 向山路 一 東京都台東区東上野三丁目4番12号 電話 03-3836-1551 (代表)	 三ツ目建設株式会社 本社 〒111-0035 東京都台東区西浅草3-13-8 TEL 03-3841-0171(代) FAX 03-3841-1130 代表取締役 松井 一郎
公益社団法人 浅草医師会 東京都台東区雷門1丁目10番5号 電話(03)3844-0576 会長 堀 浩一朗	 株式会社メトロセルビス 〒110-0015 東京都台東区東上野5丁目2番5号 TEL03-5806-2501(代) FAX03-5806-2513 代表取締役社長 長谷部 昭二
 株式會社 吉池 代表取締役 高橋 登 〒110-8522 東京都台東区上野3-27-12 TEL 03-3831-0141	 街の鼓動に敏感です 朝日信用金庫 理事長 伊藤 康博



令和4年元旦 謹賀新年



株式会社 ホテル 杉山 取締役社長 村瀬 順子	 株式会社メトロコマース 〒110-0015 東京都台東区東上野六丁目9番3号 住友不動産上野ビル8号館 TEL 03-5246-8103 FAX 03-5246-8140 代表取締役社長 甲斐 義朗
常盤堂 雷おふじ本舗 代表取締役 穂刈 久米一	 多慶屋 代表取締役社長 竹谷 宗二
八千代自動車株式会社 代表取締役 有江 明 〒111-0032 東京都台東区浅草5丁目50番4号 電話 03-3872-8196	東日本旅客鉄道株式会社 上野駅長 齊藤 裕司
理美容・エステティック・ネイル用品総合商社  滝川株式会社 代表取締役会長兼社長 滝川 睦子 東京都台東区元浅草3-2-1	一般社団法人 下谷医師会 〒110-0015 東京都台東区東上野3-38-1 TEL.03-3831-0077 FAX.03-3835-0778 会長 田村 順二
 吉田化学工業株式会社 〒111-0034 東京都台東区雷門1-2-11 雷門フコク生命ビル2階 TEL.03(5830)3781 (代) FAX.03(5830)3667 代表取締役社長 吉田 公昭	 浅草ビューホテル 東京都台東区西浅草3-17-1 〒111-8765 ☎(03)3847-1111 上席執行役員 浅野 良太
鶯谷ホテル旅館組合 組合長 村瀬 順子 組合員一同	 Neo Communication 代表取締役 生田 目勇之 〒110-0005 東京都台東区上野7-6-5 VOLT上野II 8F TEL: 03-5830-7731
100年企業を目指して! 時計ベルトのバンビ BAMBI 株式会社バンビ 代表取締役社長 館林 秀朗	印刷全般・お気軽にご連絡下さい。 株式会社 サンライズ 代表取締役 添田 寛 TEL 03-5838-6821 FAX 03-5838-6822
 shinsampei 新三平建設株式会社 代表取締役 飯田 忠房 〒111-0041 東京都台東区元浅草1-6-13 元浅草MNビル TEL.03-3847-3311 http://www.shinsampei.com	 上野風月堂 UENO-FUGETSUDO OSUMI SHOTEN 代表取締役社長 大住 佑介 〒110-8539 東京都台東区上野1丁目20番10号 Tel.03-3831-1111 (大代表)

◎新入会員のご紹介◎

- トッパンエディトリアルコミュニケーションズ株式会社
- 株式会社トッパン・コスモ

令和3年11月から入会いただきました

令和3年12月から入会いただきました

事務局からの行事報告

注：(※) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	会場
令和3年	9	木	13:30	安全衛生管理セミナー(署・建災防と共催)	台東区民会館9F(※)
9	10	金	13:30	労災保険実務講習会	上野区民館401(※)
10	8	金	14:00	労務管理セミナー(署と共催)	上野区民館401(座席指定)
11	5	金	11:00	安全部会・衛生部会合同会議	支部事務所
	9	火	13:30	雇入れ時安全衛生教育講習会(貸切:Zoom)	中央支部会議室(キーステーション)
	10	水	10:30	広報部会1月号(No.236)編集会議	署会議室
	19	金	14:30	支部長・相談役・副支部長会議	上野区民館201・101 (座席指定)
			15:20	支部幹事会	
			16:00	署長特別講演	
	26	金	8:00出発	優良事業場研修会	(※)
12	6	月	10:00	建設業年末年始安全管理講習会(署・建災防主催)	上野区民館401(座席指定)
	7	火	14:00	令和3年度労務管理等実務講習会 (主催:王子労働基準協会支部、共催:上野・足立荒川労働基準協会支部)	王子北とぴあ7階第1研修室 (座席指定)

労務管理セミナー
(署と共催)

日時: 10月8日(金) 14:00~16:00
場所: 上野区民館401集会室



柴田上野労働基準監督署署長



村松上野労働基準協会支部長



加納第3方面主任監督官



滝澤東基連専務理事

支部幹事会

柴田上野労働基準監督署署長特別講演
日時: 11月19日(金) 14:00~16:40
場所: 上野区民館201・101



支部幹事会模様



建設業年末年始安全管理講習会模様

建設業年末年始安全管理講習会
(署・建災防主催)

日時: 12月6日(月) 14:00~16:00
場所: 上野区民館401集会室



柴田上野労働基準監督署署長



馬場労働基準監督官



高橋安全衛生課長



手塚第2方面主任監督官

令和3年度労務管理等実務講習会
(主催:王子支部、共催:上野・足立荒川支部)

日時: 12月7日(火) 14:00~16:00
場所: 王子北とぴあ7階第1研修室



遠藤王子労働基準監督署副署長



滝澤東基連専務理事



講習会模様

支部行事等のお知らせ

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	会場
令和4年	20	木	15:00	新春健康セミナー	浅草ビューホテル3階祥雲Ⅰ
1			16:10	安全衛生表彰式	(座席指定)
2	10	木	10:30	広報部会4月号(No.237)編集会議	署会議室
	15	火	14:00	職場の健康づくり研修会 (主催:足立荒川労働基準協会支部、共催:上野・王子労働基準協会支部)	足立区勤労福祉会館2階第1ホール 〔綾瀬プルミエ〕(座席指定)

〔令和4年 年間標語〕 全員で 目をかけ 声かけ 意識して 目指そう安全・健康職場

2022年(令和4年) 安全衛生行事予定表

1月	前年12月1日～31日	令和3年度 年末・年始Safe Work推進協調期間	東京労働局
	前年12月1日～15日	年末年始無災害運動	中央労働災害防止協会
	前年12月1日～4月30日	安全衛生教育促進運動	中央労働災害防止協会
	前年12月10日～10日	年末年始の輸送等に関する安全総点検	国土交通省
	15日～21日	防災とボランティア週間	内閣府
2月	1日～28日	省エネルギー月間	経済産業省／資源エネルギー庁
	1日～3月18日	サイバーセキュリティ月間	内閣サイバーセキュリティセンター
3月	1日～31日	自殺対策強化月間	厚生労働省
	1日～7日	春季全国火災予防運動、車両火災予防運動	総務省／消防庁
		建築物防災週間	国土交通省
	1日～8日	女性の健康週間	厚生労働省
4月	1日～9月30日	熱中症予防強化キャンペーン	環境省
	6日～15日	春の全国交通安全運動	内閣府
	15日～5月14日	みどりの月間	林野庁
5月	1日～9月30日	STOP熱中症フルワークキャンペーン	厚生労働省
	1日～7日	憲法週間	法務省
	10日～16日	愛鳥週間	環境省
	30日～6月5日	ごみ減量・リサイクル推進週間	環境省
	31日～6月6日	禁煙週間	厚生労働省
6月	1日～30日	全国安全週間準備期間	厚生労働省・中央労働災害防止協会
		男女雇用機会均等月間、外国人労働者問題啓発月間	厚生労働省
	1日～30日	環境月間	環境省
		食育月間	農林水産省
		土砂災害防止月間	国土交通省
	4日～10日	歯と口の健康週間	厚生労働省
7月	5日～11日	危険物安全週間	総務省／消防庁
	1日～7日	全国安全週間	厚生労働省・中央労働災害防止協会
8月	1日～31日	海の月間	国土交通省
	1日～31日	電気使用安全月間	経済産業省
	30日～9月5日	食品衛生月間	厚生労働省
9月		防災週間	内閣府
	1日～30日	全国労働衛生週間準備期間	厚生労働省・中央労働災害防止協会
		心とからだの健康推進運動	(公社)全国労働衛生団体連合会
	1日～30日	職場の健康診断実施強化月間、健康増進普及月間	厚生労働省
		食生活改善普及運動月間	厚生労働省
		船員労働安全衛生月間	国土交通省・船員災害防止協会
		全国作業環境測定・評価推進運動	(公社)日本作業環境測定協会
	10日～16日	自殺予防週間	内閣府
10月	20日～26日	動物愛護週間	環境省
	21日～30日	秋の全国交通安全運動	内閣府
	24日～10月1日	環境衛生週間	環境省
	1日～7日	全国労働衛生週間	厚生労働省・中央労働災害防止協会
		体力づくり強調月間	文部科学省
	1日～31日	健康強調月間	健康保険組合連合会
		仕事と家庭を考える月間	厚生労働省
		高齢者雇用支援月間	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
11月	17日～23日	薬と健康の週間	厚生労働省
	19日～21日	第81回全国産業安全衛生大会【福岡】	中央労働災害防止協会
	23日～29日	高圧ガス保安活動促進週間	経済産業省
	27日～11月9日	読書週間	(公社)読書推進運動協議会
		特定自主検査強調月間	(公社)建設荷役車両安全技術協会
	1日～30日	人材開発促進月間、ゆとり創造月間	厚生労働省
		過労死等防止啓発月間	厚生労働省
12月		テレワーク月間	総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
	9日～15日	秋季全国火災予防運動	総務省／消防庁
	20日～26日	医療安全推進週間	厚生労働省
	1日～翌年1月15日	年末年始無災害運動	中央労働災害防止協会
	1日～翌年4月30日	安全衛生教育促進運動	中央労働災害防止協会
	1日～31日	歳末たすけあい運動	内閣府
		職場のハラスメント撲滅月間	厚生労働省
	3日～9日	障害者週間	内閣府
	4日～10日	人権週間	法務省
	10日～翌年1月10日	年末年始の輸送等に関する安全総点検	国土交通省